

後見センターだより（第51回）

1 はじめに

全国の家庭裁判所において、令和7年4月から、統一書式¹を用いた後見等事務報告の運用を開始しました。後見人等²を引き受けていただいている皆様におかれましては、この運用へのご理解・ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

今回は、統一書式の運用開始から1年余りが経過した時期に当たりますので、これまでの後見センター³における運用の振り返りを行いたいと思います。具体的には、統一書式の策定経緯や目的等を改めて確認した上で（後記2）、運用の中で見えてきた統一書式利用の効用や課題、更には課題への対応について、後見センターや他の関係機関等による取組み等との関係にも言及しながら述べていきます（後記3、4）。

2 統一書式の策定に至った経緯とその趣旨・目的

第二期成年後見制度利用促進基本計画が尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用の見直しを求めていることを踏まえ、全国の家庭裁判所でも、本人の意思の尊重や身上保護の観点から後見人等に期待される事務の在り方、これを踏まえた報酬付与の在り方等が議論されてきました。その結果は、令和5年7月27日に開催された成年後見制度利用促進専門家会議のワーキング・グループにおいて最高裁が発表しています。

統一書式の策定は、上記の議論を踏まえたものです。すなわち、本連載第43回

¹ 全国的に統一された後見等事務報告書、報酬付与申立事情説明書、収支予定表、財産目録等の書式

² 成年後見人、保佐人、補助人

³ 大阪家庭裁判所家事第4部後見センター

でもお伝えしましたが、近い将来に見込まれる裁判手続のデジタル化を踏まえると全国的に統一された書式を策定することが望ましいことを前提として、全国の家裁裁判所での協議によって整理・共有された後見人等に期待される事務や役割、身上保護事務の評価をする際に必要な視点を反映しつつ、他方で後見人等に求める事務や報告事項の細分化によって生じ得るデメリットも課題として挙げられたことなどを踏まえて、後見等事務報告書や報酬付与申立事情説明書、収支予定表や財産目録といった各書式の記載内容、記載方法が定められたものです。

このうち後見等事務報告書では、後見人等が、本人への意思尊重義務や身上配慮義務⁴を果たすための前提として、本人の意思や選好（本人による意思決定の土台となる本人の生活上の好き嫌い）等を理解するとともに、本人の心身の状態・生活の状況や課題を把握しているといえる状況にあるかを確認するための報告項目を設けています。具体的には、後見人等が、本人との関係を構築・維持しているか、周囲の支援者と連携してチーム⁵として本人を支援する環境が整えられているかなどといった事情を確認することを目的として、本人や支援者との面談等の状況や本人の意思確認に関する事項についての報告を求めており、こうした事項については就任時（初回）に提出すべき後見等事務報告書においても報告を求めています。このような報告項目が設けられていることを後見人等の側からみますと、後見人等としては、チームの一員として他の支援者らと連携をしながら、本人の心身の状態・生活の状況や課題、本人の意向を把握した上で後見等事務を適正に行うことが求められているということになります。つまり、統一書式では、後見人等にそのような意識を持ってもらうべく、これらの事柄を報告対象としているということになります。

また、統一書式のうちの報酬付与申立事情説明書やその別紙については、上記の最高裁の報告の中で今後の運用改善の一つとして言及されているように、家庭

⁴ 民法 858 条、876 条の 5 第 1 項、876 条の 10 第 1 項

⁵ 権利擁護支援チーム

裁判所において後見人等の事務の内容と負担等に応じた報酬額を算定することをその目的の一つとするものになっています。

3 後見等事務報告書（初回報告・定期報告）について

(1) これまでの運用の振り返り

後見等事務報告書の内容に関しては、統計をとるなどしているわけではありません。そのため、飽くまで印象の範囲とはなりますが、後見人等が三士会⁶所属の専門職である場合に、初回報告で報告を求めている本人との面談等の状況については、多くの事案において、「本人と面談を行った」との報告がされているようです。このような結果については、統一書式でその報告を求めていることが就任後速やかに本人と面談等を行うことによってその意向を把握した上で後見等事務を行うことの動機付けとして働いているとすれば、統一書式利用の効用の一つといえるかも知れません。

他方で、初回報告と定期報告のいずれにおいても、「どのように本人の意思を確認（又は推定）したか」の記載については、「本人と面談の上確認した」などといった抽象的な記載にとどまるものが多く、その具体的な内容までが記載された報告は、まだまだ少ないという印象です。また、報告書中、身上保護面に関する記載は、その絶対数はともかく、財産管理面に関する記載と比較すると、チェック漏れなどが多いという印象です。中には、「本人の支援者について」の記載がなかったことから確認をしたところ、チームの意義を理解していないと思われるような反応を専門職である後見人等から示されたという事案もあったようです。これらの事情からすると、三士会所属の専門職においても、上記2で述べたような統一書式の趣旨・目的が十二分に浸透したとまではいえなさそうですし、意思決定支援が十分に実践されているとまではいえなさそうです。

⁶ 大阪弁護士会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部、大阪社会福祉士会

こうした点は、現時点における統一書式の運用の課題といえそうです。言い換えれば、本人意思の尊重や身上保護をも重視すべきという意識やその実践方法であるチーム支援と意思決定支援については、専門職である後見人等の間でもなお、より広く深く浸透させる必要があるということだろうと考えています。

(2) 課題の克服のために

このように、なお課題はあるのですが、当然ながら、統一書式の運用は、それだけで、後見等事務における本人意思の尊重や身上保護の重視という目的を達成しようというものではありません。その目的は、後見等に関わる関係機関等の様々な取組み等が相互に関連し合う中で初めて果たすことができる性質のものと思われます。その意味で、今回の振返りの結果からは、これまでの統一書式の運用について、後見等事務のあるべき姿への動機付けとして、その役割の一端を果たしていると評価してよいものと思われます。そこで、三士会所属の専門職の皆様には、引き続き、後見等事務報告書の内容が充実したものとなるような後見等事務に臨まれることをお願いするとともに、上記目的の実現のために、これまでに本連載で述べてきた次のような事柄について、改めてその意義をご確認いただいた上で、その実践に努めていただくようお願いします。

ア チーム支援

チーム支援の意義やチームを機能させるために後見人等に期待されることについては、本連載第48回で述べたとおりです。その繰り返しとなりますが、本人の意思に基づいた支援をするためには、チームで本人の意思を確認して、チームで対応することが必要です。また、これまでの本人の生活や状態を知っている人が支援の輪に加わることによって、本人にとってよりふさわしい支援ができるようになります。こうしたことから、後見人等に就任後は早めにケース会議やカンファレンスに参加し、チームの他のメンバーとの間で、チームが想定している本人の支援方針(支援の内容や将来の予定等)について認識を共有し、後見人等が加わったチームで改めて必要に応じて支

援方針を再調整するなどしつつ、メンバー間での役割分担や、支援の実施状況や課題の解決状況の振返り方法等についても確認しておくことが望ましいといえます。

イ 説明状況報告書

後見センターでは、説明状況報告書について、その作成を求めることがチーム支援を後押しするための重要な取組みになると考えています。そこで、三士会所属の専門職等が後見等の開始申立てに関与している場合に、その作成と提出を求めていることは、本連載第 47 回で述べたとおりです。

すなわち、説明状況報告書の作成に当たり、本人に対して説明をする際には、それまでに本人を支援してきている人に協力してもらったり、場合によっては立ち会ってもらったりすることが必要となります。そこで、特に説明状況報告書の作成者が後見人等の候補者となっている場合には、報告書作成のために必要となるこうした活動が、チームの形成、あるいは実際に選任された後にはチームへの参加を促すことにつながります。また、後見人等の選任を家庭裁判所に一任し、関与した専門職が後見人等に就任することが予定されていない場合であっても、専門職等から適切な説明を受けるなどの経験は、本人や支援者にとっては、後見人等が選任された後に選任された専門職等も加わったチームとして本人を支援するという体制づくりを促進させるといえますので、後見人等がその就任後速やかにチームへ参加するための基盤となり得ます。後見センターが説明状況報告書を重視しているのは、こうした理由によるものですので、その作成と提出にご協力をいただきますようお願いいたします。

ウ 意思決定支援

本連載第 47 回で述べたとおり、本人が尊厳のある本人らしい生活を継続するために、後見人等には、後見人等の価値観に基づいて行動するのではなく、本人の意思を適切に把握してその実現を図ること（意思決定支援）が当

然に求められるところ、法改正による見直し後の成年後見制度においては、様々な場面で本人の同意が要求されることが見込まれることから、この意思決定支援の重要性は、より一層高まるものと考えられます。

大阪府下の有志⁷が参加する大阪意思決定支援研究会では、後見人等が行うべき意思決定支援の在り方について、協議・検討を重ねています。そこで活発に交わされている議論の内容からは、意思決定支援の考え方や具体的な手順には一筋縄ではいかないところもあり、一朝一夕に身に付けられるようなものではないことを痛感させられます。意思決定支援の手順の概略は本連載第36回でお示ししていますが、これは上記研究会が策定した「意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン」⁸に基づいています。このガイドラインは近時改訂されていますので、是非、一度お手に取ってご覧いただき、その実践を通じて、意思決定支援を後見の実務に根付かせていただきたいと考えています。

4 報酬付与申立事情説明書とその別紙について

上記2で述べたように、これらの書式の目的には、家庭裁判所において後見人等の事務の内容と負担等に応じた報酬額を算定するということがあります。この観点からは、別紙の記載、とりわけ、「1 本件事務の内容」と「5 本件事務を行うにあたり特に困難であった事情又は労力を要した事情」における具体的な記載が重要となります。これらの記載が無かったり、余りに少なかったりする⁹と、

⁷ 後見センターの裁判官及び家庭裁判所調査官並びに三士会所属の専門職らによって設立され、大阪市福祉局地域福祉課の担当者もオブザーバー参加をしている。

⁸ 大阪意思決定支援研究会が取りまとめたもの。現行のガイドライン（令和6年12月補訂版）は、例えば、大阪弁護士会の高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり」のウェブサイト（<https://soudan.osakaben.or.jp/himawari/13/index.html>）から入手することができる。

⁹ 例えば、資料のみからは直ちに事務の内容や負担等を把握することが困難なものについても、資料番号のみを記載しているなど

裁判所において、その事務の内容と負担等を的確に把握することができないということになりかねません。他方で、これらの記載は長ければよいというものでもなく、無駄に長い記載¹⁰であれば、裁判所において、その事務の内容と負担等を的確に把握することの妨げになるということさえあり得ます。

これまでの運用を振り返りますと、報酬付与申立事情説明書別紙においては、簡にして要を得た形で具体的にこれらの記載がされているとはいえないものも見受けられますので、その記載につきご配慮をお願いします。また、後見センターでは、令和7年9月4日付けで「統一書式による報告・報酬付与申立てに関するお願い」と題する書面を発出しております。それらのお願いについては、形式上の細かな注意もありますが、後見人等の事務の内容と負担等を迅速かつ的確に把握するという観点からのお願いも含まれておりますので、こちらの方も是非ご一読をお願いします。

なお、後見人等の報酬については、最高裁が、上記2のワーキング・グループにおいて、利用者にとっての予測可能性をできる限り確保するために、定期的に報酬付与額の平均等の過去の実績を公表する旨を報告しています。これを踏まえて、報酬についての実情調査の集計結果（令和7年7月～12月）が裁判所のサイトに掲載されていますので¹¹、ご興味のある方はご覧ください。

5 おわりに

今回は、これまでの統一書式の運用を振り返りました。今後も、後見センターでは、後見等事務のあるべき姿へ向けて様々な運用や取組みに努めていきますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

¹⁰ 例えば、後見活動記録や日誌を全部引用しているなど

¹¹ 後見ポータルサイト「4. 資料・ビデオ」内の「統計資料」

(https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryo/koukenhousyukekka/index.html)

以 上